解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

大阪市西区立売堀一丁目四番一〇号

株式会社アイビス

代表清算人　藤林　正則

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

大阪市淀川区十三本町一丁目一四番一〇―三〇三号

株式会社プラスパッシュ

代表清算人　辻　貴史

解散公告

当社は、平成二十六年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

広島県呉市仁方本町一丁目一六番一三号

株式会社相原本店

代表清算人　相原美奈子

解散公告

当社は、平成二十六年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

広島市南区荒神町三番二号

有限会社教育文化社

清算人　浜村　洋子

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

香川県高松市古新町一〇番地一

株式会社ＫＡＭＥｓキッチン

代表清算人　小原　正義

解散公告

当社は、株主総会の決議により、平成二十六年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

福岡市西区野方二丁目七番一四号

株式会社ウェルズ

代表清算人　角　英次郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により、平成二十六年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

福岡市東区舞松原一丁目一三番三一号

株式会社ステップ産業

代表清算人　奥泉　究

解散公告

当社は、平成二十六年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

長崎県西海市西彼町喰場郷一一一二番地

株式会社静緑化

代表清算人　岩永　静男

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

沖縄県うるま市字宮里二五一番地の一

株式会社常商

代表清算人　伊佐　常吉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年八月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

千葉県館山市北条二二二五番地の一

医療法人太陽会

清算人　山崎　洋次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年四月十八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

香川県観音寺市大野原町大野原六三七三番地

宗教法人出雲大社大野原教会

清算人　杠　英樹

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年八月十九日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十七日

京都府船井郡京丹波町豊田谷一七番地の一

総山生産森林組合

代表清算人　久保元勝美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市大町九番地、最後の住所札幌市北区北四〇条西六丁目一番一二号ジュネス麻生二〇五号　被相続人　亡　佐藤　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

事務所札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一Ｋ２ＢＬＤ五階　鈴木一嗣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県本吉郡鹿折村二八一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　昆堅清左エ門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六―七〇二号

相続財産管理人　弁護士　小松　亀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県東松島市大曲字土手下南一六七番地、最後の住所宮城県東松島市赤井字南新町一四番地七　被相続人　亡　相澤　長一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

宮城県石巻市鋳銭場八番二三号　日和ビル三階　萩総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　樋渡　宏平